



平成 29 年 5 月 23 日

各 位

上場会社名 メック株式会社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 前 田 和 夫
(コード番号 4971)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室長 坂 本 佳 宏
(TEL 06-6401-8160)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 28 日付で公表しました「決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 21 日に開催予定の当社第 48 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとなっておりますが、当社の海外連結子会社と決算期を統一することによる適時・適切な会社情報の開示を徹底し、かつ当社グループの予算編成や業績管理等、事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第 12 条、第 13 条、第 38 条および第 39 条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 49 期事業年度は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則でその旨、規定するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第 12 条 当社は、毎年 <u>3</u> 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 【条文省略】	(基準日) 第 12 条 当社は、毎年 <u>12</u> 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 【現行どおり】
(招 集) 第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。	(招 集) 第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 14 条～第 37 条 【条文省略】</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 38 条 当会社の事業年度は、毎年<u>4</u>月 1 日から<u>翌年 3</u>月 31 日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 39 条 剰余金の配当は、毎年<u>3</u>月 <u>31</u>日または<u>9</u>月 <u>30</u>日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>2. 【条文省略】</p> <p>3. 【条文省略】</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 40 条 【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p>第 14 条～第 37 条 【現行どおり】</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 38 条 当会社の事業年度は、毎年<u>1</u>月 1 日から<u>同年 12</u>月 31 日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 39 条 剰余金の配当は、毎年<u>6</u>月 <u>30</u>日または<u>12</u>月 <u>31</u>日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>2. 【現行どおり】</p> <p>3. 【現行どおり】</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 40 条 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 1 条 第 38 条の規定にかかわらず、第 49 期の事業年度は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までとする。</u></p> <p><u>第 2 条 第 39 条の規定にかかわらず、第 49 期の事業年度に係る剰余金の配当の基準日は、平成 29 年 9 月 30 日または平成 29 年 12 月 31 日とする。</u></p> <p><u>第 3 条 本附則は、平成 29 年 12 月 31 日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 29 年 6 月 21 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日

平成 29 年 6 月 21 日 (水曜日)

以 上